

内閣参質一七三第六九号

平成二十一年十二月八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員仁比聡平君提出「黒い雨」地域の地域指定の拡大に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員仁比聡平君提出「黒い雨」地域の地域指定の拡大に関する質問に対する答弁書

一及び三について

現在、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）附則第十七条に基づき「健康診断特例区域」として指定されている地域以外の地域については、これまでに物理学、気象学、医学等の観点から残留放射能の影響等について行われた様々な調査の結果によると、放射線による健康への影響があつたという科学的かつ合理的な根拠は認められなかったものと承知しており、現在の指定の範囲を見直すことは考えていない。

二について

御指摘の広島市の調査については、現在同市において調査結果の分析を行っているところであり、現時点で、お尋ねについてお答えすることは困難である。

